2

(一)　組織

委員会は、委員長及び委員九人をもって組織することとした。(第二条第一項関係)

(二)　委員長及び委員は、委員会の職務の遂行に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会(以下「両院合同協議会」という。)の推薦に基づき、両議院の議長が、両議院の承認を得て、これを任命することとした。(第三条関係)

(三)　委員長及び委員は、心身の故障のため職務の遂行ができないこと又は職務の執行上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があったことについて両議院の議決があったときを除いては、罷免されることはないこととした。(第四条関係)

(四)　委員長及び委員は、その職務を遂行する場合以外の場合における利害関係者との接触等の行為を行ったときは、原則として、利害関係者の名称又は氏名、当該行為の概要、当該行為を行った年月日等を記載した報告書を両議院の議長に提出しなければならないこととした。(第六条第一項関係)

(五)　委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置くこととした。(第九条第一項関係)

3

会議及び会議録

(一)　委員会の会議は、公開することを基本とすることとした。(第七条第二項関係)

(二)　委員会の会議録は、特に秘密を要するものと委員会で決議した部分を除いては、これを印刷して各議院の議員に配付することとした。(第七条第四項関係)

4

事故調査等

(一)　委員会は、次に掲げる事務を行うものとすることとした。(第一〇条関係)

(1)　平成二三年三月一一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故(以下「東京電力福島原子力発電所事故」という。)の直接又は間接の原因を究明するための調査を行うこと。

(2)　東京電力福島原子力発電所事故に伴い発生した被害の直接又は間接の原因を究明するための調査を行うこと。

(3)　関係行政機関その他関係者が東京電力福島原子力発電所事故に対し講じた措置及びこれに伴い発生した被害の軽減のため講じた措置の内容、当該措置が講じられるまでの経緯並びに当該措置の効果を究明し、又は検証するための調査を行うこと。

(4)　これまでの原子力に関する政策の決定又は了解及びその経緯その他の事項についての調査を行うこと。

(5)　(1)から(4)までの調査の結果に基づき、原子力に関する基本的な政策及び当該政策に関する事項を所掌する行政組織の在り方の見直しを含む原子力発電所の事故の防止及び原子力発電所の事故に伴い発生する被害の軽減のため講ずべき施策又は措置について、提言を行うこと。

(6)　(1)から(5)までに関する事務を行うため必要な調査及び研究を行うこと。

(二)　参考人の出頭

委員会は、事故調査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができることとした。(第一一条第一項関係)

(三)　資料の提出の要求

委員会は、事故調査のため必要があると認めるときは、国の行政機関、地方公共団体の公署、原子力事業者その他の者に対して、資料の提出を要求することができることとし、当該要求を受けた者は、この法律に別段の定めがある場合を除き、これに応じなければならないこととした。(第一二条第一項関係)

(四)　特定の委員等による予備的又は補充的な調査

委員会は、委員会の調査を効率的及び実効的に行うため、特定の委員又は事務局職員に、事前又は事後の予備的又は補充的な調査を行わせることができることとした。(第一四条第一項関係)

5

両院合同協議会に対する国政調査の要請

委員会は、特に必要があると認めるときは、両院合同協議会に対し、国政に関する調査を行うよう、要請することができることとした。(第一五条関係)

6

報告書の提出等

(一)　委員会は、委員長及び委員の任命の日から起算しておおむね六月後を目途として、事故調査の結果等を記載した報告書を両議院の議長に提出しなければならないこととした。(第一六条第一項関係)

(二)　両議院の議長は、前記の報告書を受理したときは、これを広く公表する措置を講ずることとした。(第一六条第二項関係)

7

調査活動の終了

委員会の調査活動は、前記の報告書の提出をもって終了することとした。(第一七条関係)

8

施行期日等

(一)　この法律は、国会法の一部を改正する法律(法律第一一一号)の施行の日から施行することとした。ただし、委員会の設置のために必要な準備行為に関する規定については公布の日から施行することとした。

(二)　この法律は、この法律の施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失うこととした。

◇平成二十三年八月二十九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令(政令第三一二号)(内閣府本府)

1　平成二三年八月二九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による激甚災害に対し中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等の措置が適用される区域に奈良県吉野郡天川村等の区域を追加することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

法律

国会法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年十月七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第百十一号

国会法の一部を改正する法律

国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

附則に次の六項を加える。

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故について、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の委員長及び委員の推薦、その要請を受けて国政に関する調査を行うこと等のため、附則第十項の法律がその効力を有する間、国会に、東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会(以下「両院合同協議会」という。)を置く。

両院合同協議会は、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の要請を受けた場合において必要があると認めるときは、当該要請に係る事項について、国政に関する調査を行うことができる。

第百四条の規定は、前項の規定による国政に関する調査を行う場合における両院合同協議会について準用する。

前二項に定めるもののほか、両院合同協議会の組織、運営その他の事項については、両議院の議決によりこれを定める。

国会に、別に法律で定めるところにより、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会を置く。

内閣は、当分の間毎年、国会に、前項の法律の規定により送付を受けた東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置に関する報告書を提出しなければならない。

附　則

(施行期日)

第一条　この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日(その日において国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合にあっては、その日後初めて召集される国会の召集の日から起算して十日を経過した日)から施行する。